

## 2023度(第49回)丸紅基金 社会福祉助成金募集要項

社会福祉法人 丸紅基金

当基金は、国民福祉の向上に資することを目的とし、社会福祉事業に対する助成を行うため、丸紅株式会社の拠出金により、1974年9月厚生大臣の認可を受けて設立されたものであります。

設立の翌年、1975年より全国の福祉施設や団体が必要とする設備、機器、車輌、家屋のほか、各種団体が行う調査・研究活動などの資金助成として、毎年約1億円の助成を継続し、本年で49回目を迎えました。

つきましては2023年度助成金の募集を、下記のとおり実施いたします。

### 記

#### 1. 助成金額・件数

助成金総額は1億円を目処とし、50件以上の助成を行います。

助成申込金額は限定しませんが、1件当たりの助成金額は、200万円を上限とします。

#### 2. 助成の対象

当基金の助成は、わが国における社会福祉事業(福祉施設の運営、福祉活動など)を行う民間の団体が企画する事業案件で、次の条件を具備するものを対象とします。

(1) 申込者(実施主体)は、原則として非営利の法人であること

(ただし、法人でない場合でも3年以上の継続的な活動実績があり、組織的な活動を行っている団体は対象とする)

(2) 明確な目的を持ち、実施主体、内容、期間が明らかであること

(3) 助成決定から1年以内に実施が完了する予定のこと

(2023年12月から2024年11月末の1年間に、申込案件が実施・完了される事業が対象)

(4) 一般的な経費不足の補填でないこと

(5) 申込案件に、国や地方公共団体の公的補助がないこと、また他の民間機関からの助成と重複しないこと

#### 3. 選考基準

選考にあたっては、次の点を重視、配慮します。

(1) 既存の社会福祉分野(障がい、高齢、児童・青少年)のほか、引きこもり支援、生活困窮者支援、子ども(地域)食堂、フードバンク、女性保護、地域コミュニティ活動など、行政の手の届きにくいと思われる案件。

(2) 緊急性・重要性が高いもの。

(3) 社会福祉事業に従事する人々の環境改善・向上に役立つ案件。

(4) 直近3年度以内に当基金の助成を受けている団体からの申込は、優先度が低くなります。

#### 4. 申込方法

申込は、当基金所定の申込用紙に必要事項を記入の上、下記添付書類と共に事務局宛にご送付願います。

＜添付書類＞

- ① 定款（任意団体の場合は、規約などの内部規定）
  - ② 役員名簿
  - ③ 申込団体の決算書（直近の事業活動計算書及び貸借対照表、またはこれらに類するもの）
  - ④ 対象事業案件に要する費用の根拠となる書面  
(見積書、購入商品のパンフレット・カタログの抜粋、写しなど)
  - ⑤ 団体・施設の案内書（最近の活動状況の刊行物があれば、併せて添付してください）
  - ⑥ 法人格をお持ちの団体は、登記簿謄本の写し（発行日から3ヶ月以内のもの）
- なお、申込書用紙など申込関係書類は、当基金のホームページ(<https://www.marubeni.or.jp/>)からダウンロードしてください。

#### 5. 申込受付期間

申込は、郵送のみとし、2023年5月1日より同年6月30日まで受付けます。

（6月30日消印のものまで有効）

#### 6. 助成の決定、通知

助成先、金額は、選考委員会にて選考の上、理事会に諮り、決定します。

採否の結果については、2023年10月下旬にお申込頂いた全団体の代表者宛に通知します。

#### 7. その他

(1) 反社会的勢力及び反社会的勢力と関係すると認められる法人、団体からの応募は受け付けられません。

(2) 申込は1団体1件に限ります。

(3) 選考のために必要がある場合には、所定の添付書類の他に、更に詳しい書類を提出していただぐる、あるいは訪問調査をさせていただくことがあります。

(4) 助成が決定したときは、所定の「承諾書」、その他必要書類を提出していただいた上で、助成金を銀行振込にて送金いたします。

助成事業案件を実施した後、助成対象物件に当基金のロゴマークを貼付し、所定の「支出報告書」「完了報告書」を提出していただきます。また、2年後に助成事業案件のその後の状況について「現況報告書」を提出していただきます。

＜問い合わせ・書類の送付先＞

〒 100-8088

東京都千代田区大手町1-4-2

社会福祉法人 丸紅基金

電話 : 03-3282-7591/7592 FAX : 03-3282-9541

E-mail: [mkikin@marubeni.com](mailto:mkikin@marubeni.com)

H P : <https://www.marubeni.or.jp/>

以上